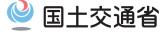
資料2

# これまでの検討小委員会で頂いたご意見について

令和2年9月2日 国土交通省 航空局



## これまでの検討小委員会で頂いたご意見について



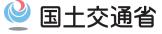
これまで、2回の検討小委員会を開催し、当該委員会で頂いたご意見について、今後、本小委員会において主に議論が必要と考えられる以下の5つの論点からまとめるとともに、当該ご意見に対する論点案(資料3)との関係性も合わせて記載する。

- 論点①制度の全体像について
- 論点②機体認証(仮称)について
- 論点③技能証明について
- 論点④運航ルールについて
- 論点⑤民間能力の活用について

<sup>※</sup> 本資料は、第一回検討小委員会及び第二回検討小委員会において作成された議事概要を参考にしている。

<sup>※</sup> 第二回検討小委員会での内容については斜体で表示している。

# 1制度の全体像について

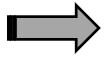


### <共通認識として整理可能なもの>

本検討会では、機体認証、操縦ライセンス、運航ルールについて優先して議論。

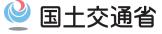
### <今後検討すべきもの>

- <u>レベル4の実現等に向けた制度の全体のイメージにおける3つのリスク区分について</u>、人の少ないエリアでの補助者無し目視外飛行はどの区分に当てはまるのか等についても<u>検討が必要</u>。
- ⇒【資料3】P.4 <今後検討すべき論点>1ポツ目関連
- <u>諸外国制度と足並みを揃え、リスクベース、パフォーマンスベース、ミッションベースで制度の検</u> <u>討が</u>必要。
- ⇒【資料3】の各論点の中で議論させて頂きます。
- 無人航空機が150mを超える高度を飛行する場合には、他の航空機との調整手段が必要。
- ⇒今後の検討の参考とさせて頂きます。
- <u>災害時に</u>遭難救助活動を行う有人機については航空法の適用除外が付与される場合がある。
   無人航空機についても有人機と同様、災害時に航空法の適用除外となる場合において、その範囲について議論が必要。
- ⇒今後の検討の参考とさせて頂きます。



カテゴリーの考え方の整理、各カテゴリーにおける規制内容の提示、諸外 国及び他モードとの対比が必要。

# ②機体認証(仮称)について

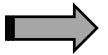


### <共通認識として整理可能なもの>

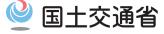
• 基本方針の記述「リスクの最も高い飛行(カテゴリーⅢ)については、有人機同様に設計、製造 過程及び実機検査が必要とする」に関し、無人航空機の特性も考慮して、過度な制約がかから ないよう注意。

### <今後検討すべきもの>

- <u>自動車等の他モードとの比較や諸外国の制度との比較</u>を行い、我が国独自の特徴を踏まえた 議論が必要。
- ⇒【資料3】P.6 <今後検討すべき論点>1ポツ目関連
- 機体そのものの他にも、運航に係るシステムについても認証やチェックを行う仕組みが必要に なるのではないか。
- ⇒今後の検討の参考とさせて頂きます。



# ③技能証明について

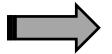


#### < 共通認識として整理可能なもの>

特に無し。

#### <今後検討すべきもの>

- ・ 自動車等の他モードとの比較や諸外国の制度との比較を行い、我が国独自の特徴を踏まえた議論が必要。
  ⇒【資料3】P.8 <今後検討すべき論点>1ポツ目関連
- 手動操縦と自動操縦の差異を踏まえた操縦者としての技能要件の検討が必要。
- ⇒【資料3】P.8 <今後検討すべき論点>2ポツ目関連
- 年齢制限について、実態や事故時の対応等の観点から制限の必要性について検討が必要。
- ⇒【資料3】P.8 <今後検討すべき論点>3ポツ目関連
- 対有人機との衝突回避の観点では、視覚・色覚は要件として必要か検討が必要。
- ⇒【資料3】P.8 <今後検討すべき論点>4ポツ目関連
- 事業目的の運航とそれ以外の目的の運航とを分けて制度化することやミッション別(多数の機体の同時飛行等)のライセンスについても検討が必要。
- ⇒今後の検討の参考とさせて頂きます。



技能証明の制度案の提示、諸外国及び他モードとの対比、取得に際して の要件等の素案提示が必要。

# 4運航ルールについて



#### <共通認識として整理可能なもの>

安全運航の担保は、操縦ライセンスに加え、飛行を行う者に対する運航管理体制の強化の要請が重要。

#### <今後検討すべきもの>

- <u>自動車等の他モードとの比較や諸外国の制度との比較</u>を行いつつ、我が国独自の特徴を踏まえた議論が必要。[再掲]
- ⇒【資料3】P.10 <今後検討すべき論点>2ポツ目関連
- 事故報告の内容は、<u>従来の許可・承認に係る審査要領の内容と同様</u>に、人の死傷、第三者物件の損傷等で 良いか、<u>また、</u>目的地外への着陸、飛行経路及び高度の逸脱等の<u>ヒヤリハットを入れるべきかについて検討</u> する必要。
- ⇒【資料3】P.10 <今後検討すべき論点>1ポツ目関連
- 手動操縦と自動操縦の差異を踏まえた操縦者としての技能要件の検討が必要。[再掲]
- ⇒【資料3】P.8 <今後検討すべき論点>2ポツ目関連
- レベル4の運航主体や飛行方法等を考慮すると、操縦ライセンスだけでなく、日々のオペレーションの管理という観点から、運航管理が重要ではないか。
- ⇒今後の検討の参考とさせて頂きます。
- 機体そのものの他にも、運航に係るシステムについても認証やチェックを行う仕組みが必要になるのではないか。[再掲]
- ⇒今後の検討の参考とさせて頂きます。



<u>現行報告制度を踏まえた検討、諸外国及び他モードとの対比が必要。</u>

# 5民間能力の活用について

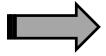


### <共通認識として整理可能なもの>

特に無し。

### <今後検討すべきもの>

- 有人機における民間能力活用制度(例えばライセンス関係で言えば、特定技能審査制度)と同様、無人航空機においても制度全般において検討が必要。
- ⇒【資料3】P.12 <今後検討すべき論点>1~3ポツ目関連



各制度における民間能力の活用の具体例の提示が必要。